[論 説]

米国における多段階取得の税務一段階取引原理の適用

鈴木孝一

はじめに

- 1. Kimbell-Diamond Milling Co. 判決
- 2. 1954年内国歳入法§334(b)(2)の制定とその問題点
- 3. § 338の株式取得を資産取得とみなす規定
- 4. § 368(a) の組織変更の要件
- 5. 段階取引原理が適用されない事例
- 6. 段階取引原理が適用される事例

おわりに

はじめに

段階取引原理 (the step transaction doctrine) によると、形式的には別個の一連の段階を、一つにまとめて、あたかも単一の一体取引 (a single integrated transaction) であるかのように扱うことができる¹。

この判例法による原理が適用されると、一連の取引の課税関係は、個別ではなく全体の取引の効果を吟味して決定される。しかし、ある場合には、取引の形式が支配する。いつ、段階取引原理の適用があるかを予測することは困難で

¹ Karen C.Burke, Federal Income Taxation of Corporations and Stockholders (Eighth Edition) (West Academic Publishing, 2018), at 28.

 53^{2}

本稿で検討の対象とする取引は、企業買収における多段階取得 (the multistep acquisitions) である。典型的な取引として、取得会社が売却会社の株式を取得した後、売却会社が取得会社に清算または合併して消滅する取引を取り上げる。第1段階の株式取得と第2段階の清算または合併が個々の取引として尊重されれば、それぞれの取引に基づく課税が行われる。しかし、段階取引原理を適用して、両者が一体となった1つの取引であると考えられるときは、1つの取引としての性格に基づいた課税がなされる。本稿において、「段階取引原理の適用がある。」と表現するときは、後者の段階取引原理を適用した結果、一体取引として課税される場合をいう。また、「段階取引原理の適用がない。」と表現するときは、取引を一体としてみた場合に、一体取引として課税されるのではなく、個別の取引としてそれぞれ課税される場合をいう。

内国歳入庁 (Internal Revenue Service 以下 IRS という。) は、いくつかのレベニュー・ルーリング (Revenue Rulling 以下 Rev. Rul. と略記する。) 及び財務省規則 (Income Tax Regulations) を公表して、多段階取得における段階取引原理の適用に関する見解を明らかにしている。 本稿では、これらの見解を検討して、多段階取得の課税上の取扱いを明らかにする³。なお、本稿では、取引の当事者を次の略記号で示す。

P:取得会社

S:取得会社の子会社(Sが所得会社になることもある。)

T: 売却会社

T株主:売却会社の株主

² Martin J.McMahon, Jr., Daniel L.Simmons, Charlene D.Luke and Bret Wells, Federal Income Taxation of Business Organizations (Sixth Edition) (Foundation Press, 2020), at 667.

³ 本稿は旧稿を全面的に書き改めたものである。改稿に際して、新たな事例とその分析に 必要な内国歳入法の規定の説明を追加した。そのうえで、論理の整合性に配慮して全体を 見直し、結論を補正した。旧稿とは次をいう。鈴木孝一「米国の組織変更税務における段 階取引原理の適用」経営総合科学79号107頁 (2002)

1. Kimbell-Diamond Milling Co. 判決4

Kimbell-Diamond Milling Co. 事件 (1950年)の概要は下記のとおりである⁵。 Kimbell-Diamond Milling Co.(以下、Kimbell と略称する。)は、主に、製粉、加工、穀物製品の販売を行っていたが、1942年8月に工場が火災に遭い、製粉設備を焼失した。諸般の事情から、新規設備の取得が困難であったが、Kimbell は Whaley Mill & Elevater Co.(以下、Whaley と略称する。)が同種の設備を所有していることに目をつけ、Whaley の株式を購入する交渉をした。そして、Kimbell の役員会は、Whaley の株式を購入後、速やかに同社が所有するすべての資産、特に、製粉設備を Kimbell に譲渡して完全清算し、同社の株式を消却する手続きを取ることを承認した。1942年12月26日に Kimbell は Whaley の株式100%を \$ 210,000で購入した。そのうち、 \$ 118,200.16は火災で受け取った保険金収入から支払った。1942年12月29日に、完全清算の計画書が Kimbell と Whaley の間で締結された。その中で、Kimbell による Whaley の株式の取得は、Whaley が所有する精粉設備を Kimbell が直接に所有できるようにするためのものであり、同設備は完全清算の計画に従って Whaley から Kimbell に譲渡することで両社は合意した。そして、1942年12月31日に清算が完了した。

Kimbell が被災した資産に付していた修正税務基礎価額は\$18,921.90(取得価額\$56,771.70-減価償却累計額\$37,849.80)である。また、Kimbell が清算により Whaley から取得した償却資産に Whaley が付していた修正税務基礎価額は\$139.521.62である。

Kimbell は、Whaley 株式の取得とそれに続く Whaley の \S 112(b)(6)による清算は別個の取引であり、Kimbell が清算により受け取った資産の税務基礎価額は、 \S 113(a)(15)により Whaley が付していた税務基礎価額を引き継ぐと主

⁴ Kimbell-Diamond Milling Co.v.Commissioner,14 T.C.74(1950), aff'd per curiam,187 F.2d 718 (1951)、cert.denied, 342 U.S.827(1951) なお、判決の文中の条文番号は1954年内国歳入法の制定前のものである。

⁵ 事案の概要は Kimbell-Diamond Milling Co.v.Commissioner,14 T.C.at 74-79. による。

張する。しかし、Kimbell が Whaley 株式を取得した目的は、当初より資産の取得にあったことは明らかである。したがって、Whaley 株式の取得とその後の清算は単一の取引、すなわち資産の取得である。 取得した資産の税務基礎価額は IRS が主張するように \$ 113(a)(9)により、 \$ 110,721.74(被災した資産の修正税務基礎価額+支払った対価のうち保険金収入を上回る額) 7 になる。

以上のように、裁判所は、段階取引原理を適用し、2つの取引を1つに統合し、株式の取得を資産の取得であると判示した(この判決を以下に Kimbell-Diamond Doctrine, 略して KD 原理という。)。しかしながら、Kimbell-Diamond における国側の勝利は、ピュロスの勝利 (Pyrrhic victory) である⁸。なぜなら、取得会社は、KD原理が自己に都合の良いときはその恩恵にあずかり、そうでないときはそれを無視できた。この原理の他の欠陥は、取得者の「意図 (intent)」という、著しく予測の困難な事実認定 (fact-driven isuue) に基づいて、株式取得を資産取得に転換するということである⁹。

2. 1954年内国歳入法§334(b)(2)の制定とその問題点

議会は1954年内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1954) で KD 原理の分かりにくい意図の基準を客観的な基準に置き換えた¹⁰。内国歳入法 § 334(b)(2)(以下、旧法 § 334(b)(2)のように略記する。)の制定がそれである。

⁶ Id. at 80.

⁷ Id. なお、計算過程は次のとおりである。

被災した資産の修正税務基礎価額 \$ 18,921.90 + 支払った対価のうち保険金収入を上回る額 \$ 91,799.84= \$ 110,721.74

支払った対価の額 \$ 210,000 - 保険金収入の額 \$ 118,200.16 = \$ 91,799.84

⁸ Cheryl D.Block, Ari Glogower and Joshua D.Blank, Corporate Taxation (Fifth Edition) (Aspen Publishers, 2022) at 337.

⁹ Borris I.Bittker & James S.Eustice, Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders (Seventh Edition) (Thomson Reuters, 2000), at 10-103.

¹⁰ Stephen Schwalt & Daniel J.Lathrope, Fundamentals of Corporate Taxation (Tenth Edition) (Foundation Press, 2019), at 368.

旧法§334(b)(2)によれば、次の場合には、PによるT株式の購入とTの清算は、実質的には、T資産の購入(資産の税務基礎価額は時価になる。)として扱われる 11 。

(i) PがT株式の80%以上を「購入(purchase)」(別途に定義する。)により取得し、(ii) その購入が12か月の間に行われ、かつ、(iii) Tが適格な株式取得から2年以内に、§332の清算計画に基づいて清算する。

しかし、この取扱いについては以下のような問題点があった12。

- ①清算が遅れると、株式購入後に生じる事象により、資産の税務基礎価額の計算が複雑になる。また、清算の遅れは、株式購入が「実際には(really)」資産の購入であるというKD原理と首尾一貫しない。
- ②Tに資産を購入する意思がなく、株式を購入したい場合でも、機械的にこの扱いが適用される。
- ③ PがTをそのまま存続させたい場合でも、実際に清算しなければならない。そうすると、その資産による会社再設立 (reincoroporation) には組織変更 (reorganization) の規定が適用され、旧法 § 334(b)(2) の適用は排除される可能性がある。
- ④ T株式の価額、したがって T 資産の価額の決定において、T の偶発債務の 取扱いについて混乱がある。
- ⑤T株式の価額を営業権のような資産にどのように配分するかが明確でない。
- ⑥ P が株式取得前後における多様な計画手法を用いて、課税関係を選択的に 決定する(たとえば、ある資産の税務基礎価額は引き上げ、他の資産について は税務上の経歴(tax history)を引き継ぐ。)可能性がある。

議会はこのような批判に応え、1982年に旧法 § 334(b)(2)を改正し、内国 歳入法338条(以下 § 338のように略記する。)を制定した。

¹¹ Bittker & Eustice, supra note 9. at 10-103.

^{12.} Id. at 10-104

改正の経緯を、上院財政委員会報告書 (Report on the Committee on Finance, United States Senate, on H.R. 4961)¹³は次のように説明する。

「旧法が適用される前の Kimbell-Diamond Milling Co. 事件では、株式取得と直後の資産取得を資産の取得として扱う判断が採用された。このような取扱いが、 \S 334(b)(2) の要件を満たさない場合に、依然として適用されるかどうか明らかでない¹⁴。」

「法案は、子会社の取得と清算を資産取得として扱う現行の規定(§334(b)(2))を廃止する。法案は、KD原理により、株式取得を資産取得として扱う法令によらない取扱いにも取って代わる¹⁵。」

この報告書は、内国歳入法改正後においては、株式取得で資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることができるのは、§338の要件を満たす場合のみであることを明言したものである。

3. § 338の株式取得を資産取得とみなす規定

1982年に制定された§338は、1986年における微細な改正¹⁶を経て現行法¹⁷となった。

§338の選択には、次の(1)の通常の§338の選択(§338(g)の選択という。)

¹³ S. Rep. No. 97-494, Vol. 1, 97th Cong., 2nd Sess. 191-192 (1982) file:///C:/Users/owner/Documents/srpt97-494(%20the%20senete%20report%20to%20TEFRA, %201982).pdf なお、本編で引用するウェブサイトの最終確認日はいずれも2022年6月21日である。

¹⁴ Id. at 191.

¹⁵ Id. at 192.

^{16 § 338}自体の改正は微細なものであるが、1986年に当時の§ 337が廃止されたため、Tは 資産のみなし売却益に課税されることになった。そのため、§ 338を選択してT資産の税 務基礎価額を時価まで引き上げると、T株主とTの双方で課税されることになる。Bittker & Eustice, *supra note* 9 at 10-105-10-106. なお、1986年の内国歳入法改正前の§ 337と § 338の規定を適用した場合の当事者の課税については、次の文献を参照のこと。鈴木孝 - 「米国における企業買収の税務」税経通信534号42頁(1984)

¹⁷ 現行法とは、この1986年改正の内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1986) をいう。以下、 条文は、特に断りのない限り現行法のものである。

と(2)の§338(h)(10)の選択の2つがある。(1)はP単独での選択であり、(2)はPとT株主との共同の選択である。

株式取得が、適格株式取得 (qualified stock purchase、以下 QSP と略記する。) に該当しても、この選択がなされないと、株式取得が資産取得とみなされることはない。

(1) § 338の選択(§ 338(g)の選択)

§ 338は、Pが QSP をした場合に、選択により、Tについて次のような取扱いを認める(§ 338(a))。

- ①Tは、取得日の終了時に、時価で、単一取引により、Tの資産の全部を売却したものとみなす。ここに、取得日とは、PがT株式について QSP を行った最初の日をいう(§338(h)(2))。
- ②Tは、取得日の翌日に、上記①の資産の全部を購入した新Tとして扱う。 QSPとは、§1504(a)(2)の要件を満たすT株式が、12か月の取得期間内 に、他の法人(P)による購入によって取得される取引または一連の取引をい う(§338(d)(3))。なお、§1504(a)(2)の要件とは、株式の議決権総数の80% 以上でかつ、価値総額の80%以上を所有することをいう。

また、購入 (purchase) とは、株式の取得をいうが、§ 351,354,355及び356の 適用される取引 (§ 368(a) の組織変更等 筆者注)で取得されたものは除かれる。(§ 338(h)(3)(ii))。

この§338の選択をすると、税務上でのみ、Tを旧Tと新Tに区分し、旧Tから非関連者である第三者にその資産の全部を時価で売却し、新Tはその資産を時価で購入したとみなすのである (Income Tax Regulations §1.338-1(a)(1)、以下§1.338-1(a)(1)のように略記する。)。これにより、Tが所有する資産の税務基礎価額を、T株式の購入価額に基づいて時価まで引き上げることができる(§338(b)(1)、(2))。QSPの選択がなされなければ、株式取得が資産取得みなされることはないので、T資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることはできない。

なお、§ 338の選択をすると、Tは資産のみなし譲渡に課税され、T株主は株式の譲渡益に課税される。すなわち、TレベルとT株主レベルで二重課税になる。そのため、§ 338の選択は、Tにみなし譲渡にかかる譲渡益を相殺できる他の欠損金があるか、または繰越欠損金がある場合、ないしはTの税務上の経歴を一掃したいような他の理由がある場合に有利であると考えられる¹⁸。

(2) § 338(h)(10)の選択

議会は、QSPの選択について、§338(h)(10)の選択を追加して認め¹⁹、二 重課税を排除する措置を講じた。すなわち、PとT株主が共同で§338(h)(10) の選択をすると、T株主レベルでの課税はないものとされる。

§338(h)(10)の選択の要件とその効果は次のとおりである²⁰。

適用対象となる売却会社は、次のいずれかの法人である。

(i) 連結グループの売却会社 (a consolidated target)

取得日に、§1.1502-1(h) に規定する売却連結グループ (selling consolidated group) のメンバーである売却会社 (§338(h)(10)(A),(B)、§1.338(h)(10)-1(b)(1),(2))。

連結グループ (consolidated group) とは、課税年度の連結納税申告書を提出する (または、提出することが必要な)法人をいう (\S 1.1502-1(h))。

(ii) 関連法人である売却会社 (an affiliated target)

取得日に、米国法人 (domestic corporation) によって \S 1504(a)(2) に規定する所定の株式を所有されている米国法人であるが、連結納税申告書を提出しない法人である(\S 1.338(\S

¹⁸ Bittker & Eustice, supra note 9. at 10-106.

¹⁹ Id. at 10-129.

^{20 § 338(}h)(10)と同様な効果が得られる§ 336(e)の選択については本稿では扱わない。 両規定の要件と当事者の課税関係については次の文献参照のこと。鈴木孝一「アメリカ連 邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い」愛知経営論集 171号25頁(2015年)

(iii) S 法人である売却会社 (an S corporation target)

取得日の直前においてサブチャプターS法人である(§1.338(h)(10) – 1(b)(4))。

QSP の要件については上記(1)の§338の選択の場合と同じである。

QSP について、 \S 338(h)(10)を選択すると、T株主はT株式の売却について利得を認識せず、代わりに、Tが単一取引で、その資産の全部を売却したものとみして、当該取引について利得・損失を認識する(\S 338(h)(10)(A))。

(3) 多段階取引 (the multi-step transactions) において § 338(h)(10) を選択する 場合の特例

PによるT株式の取得が、単独でみれば QSP に該当し、株式取得後にTが P(または、Pを含む関連グループの他のメンバー)に合併するか清算する場合には、段階取引原理を含む関連法規に照らして、T株式の取得とTの合併または清算が、 $\S 368(a)$ の組織変更に該当するかどうかにかかわらず、T株式について $\S 338(h)(10)$ を選択できる。T株式の取得(第1段階の取引 筆者注)とその後のTのPへに合併または清算(第2段階の取引 筆者注)が、 $\S 368(a)$ の組織変更に該当する場合に、 $\S 338(h)(10)$ を選択すると、連邦所得税の取扱いでは(for all Federal tax purposes)、PによるT株式の取得はQSPに該当し、 $\S 368(a)$ の組織変更の一部としては扱われない($\S 1.338(h)(10)$ -1((c)(2))、 $\S 1.338(h)(10)$ -1((c)(2))、 $\S 1.338(h)(10)$ -1((c)(2))、 $\S 1.338(h)(10)$ -1((c)(2))。

この場合に、 \S 338(h)(10)の選択をしないと、第1段階と第2段階の一体取引は \S 368(a)の組織変更になる(\S 1.338(h)(10)-1(e)(ex. 11))。なお、第1段階がQSPに該当せず、かつ、一体取引が \S 368の組織変更に該当するときは、 \S 338(h)(10)の選択はできない(\S 1.338(h)(10)-1(e)(ex. 14))。また、上記において、財務省規則には第1段階についてPによる単独の \S 338の選択を認める事例は示されていない 21 ので、(T株主の 著者注)損害(potential wiplash)を回避するため、P単独での \S 338(g)の選択はできないと解され

²¹ Schwalt & Lathrope, supra note 10. at 432.

4. § 368(a) の組織変更の要件

取引が§368(a)の組織変更 (reorganization) に該当すると、当事者の一般的な課税関係は次のようになる²³。

- ① T株主(§§354,356)とT(§361)の双方は利得・損失を認識しない。
- ②T株主(§358)又はP(§362)は、交換で受け取った適格資産の税務基礎価額を代替価額(a substituted basis)とし、その後の課税取引による処分まで課税を繰り延べる。

以下で、§ 368(a) の取得的組織変更 (the acquisitive reorganizations) の非課税要件を述べるが、段階取得が、そのいずれかのタイプの組織変更に該当すると当事者の課税が繰り延べられる。ここでいう「非課税」とは「課税繰延べ」を意味する。

(1) タイプA組織変更 (§ 368(a) (1)(A)):制定法による吸収合併・新設合併 (Statutory Merger or Consolidation)

具体的には、州法(又は外国法)に基づく²⁴吸収合併と新設合併である(§1.368-2(b)(1)(ii))。

タイプA組織変更においては、議決権株式の交付は要件になっていないが、 株主持分の継続性要件 25 を満たすには、対価の40%以上がP株式でなければな らない($\S1.368-1(e)(2)(v)$ Ex.1、Ex.2(ii)参照)。

²² Burke, supra note 1. at 331.

²³ Id. at 275.

²⁴ Id. at 276.

²⁵ 株主持分の継続性要件は、Tの株主持分 (the proprietary interests) の大部分の価値が、組織変更で保持されなければならないことを要求する (§1.368-(1)(e)(1))。この要件は、Tの個々の株主ごとではなく、T株主全体で判定する。*Id*.at 279.

(2) 子会社による合併 (Forward Subsidiary Mergers、FSM と略称する。)²⁶: P株式の交付によるTからSへの合併

FSM では、S がタイプ A 組織変更に該当する取引で、T の実質的に全部の 資産を取得し、取得対価としてP株式を交付する。

ここでいう「タイプ A 組織変更に該当する」とは、事業目的、事業継続性、持分継続性の要件のようなタイプ A 組織変更の一般的な要件 27 を満たしていることをいう(\S 1.368-2(b)(2))。

また、資産の実質的に全部とは、Tの純資産の時価の90%以上で、かつ、総 資産の時価の70%以上をいう²⁸。

(3) 子会社による逆合併 (Reverse Subsidiary Mergers、RSM と略称する。):P議決権株式の交付によるSからTへの合併

RSMでは、SがタイプA組織変更に該当する取引で、Tに吸収合併され、 TがT資産とS資産の実質的に全部を保有し、Pは、その取引で、P議決権株 式との交換にTの支配を取得する(§368(a)(2)(E))。

SからTへの合併が、下記の要件を満たすとき、その合併はタイプA組織変更に該当する。

(i)取引後に、Tがその資産とSの資産(その取引で交付されたP株式を除く。)の実質的に全部を保有する(§ 368(a)(2)(E)(i))。

実質的に全部の要件は、 $T \geq S$ のそれぞれが満たさなければならない。Tがその取引で(株式償還等のため 筆者注)、株主に支払った対価は、取引後にTが保有していない資産となる。Sに実質的に全部の要件を適用するに際して、組織変更の計画を遂行するためにPからSに移転した資産は考慮しない(\S 1.368-2(j)(3)(iii))。

²⁶ FSM と次の RSM の要件の詳細については、次の文献を参照のこと。鈴木孝一「アメリカにおける三当事者間の組織変更の税務」経営総合科学77号97頁 106-113頁(2001)

²⁷ これらの要件は、タイプA組織変更だけでなく、取得的組織変更に共通して要求される。 McMahon,Jr., Simmons, Lukeand Wells, *supra note* 2. at 511.

²⁸ Rev.Proc.77-37,1977-2, C .B.568

(ii) T株主は、所定額のPの議決権株式と、Tを支配するに足る所定額の T株式とを交換する。

支配とは、Tの議決権株式総数の80%以上及び無議決権株式総数の80%以上の株式所有をいう(§368(a)(2)(E)(ii)、§368(c))。

RSM においては、次のタイプ B 組織変更と異なり、20%の交換差金 (boot: P 議決権株式以外の対価)の使用が認められる。

(iii) Pは、取引直後にTを支配しなければならない(ただし、後述の §1.368-2(k)) の適用がある場合を除く。)(§1.368-2(j)(3)(ii))。

(4) タイプB組織変更:P議決権株式とT議決権株式の交換

タイプ B 組織変更は、 P による P 株式の全部または一部のみとの交換による T 株式の取得(取得直前に P が T を支配していたかどうかは問わない。)である(\S 368(a)(1)(B))。

すなわち、Pがその議決権株式をT株主が所有するT議決権株式と交換することをいう。Pは取得直後においてTを支配しなければならない。この支配要件は上記(3)のRSMの場合と同じである(\S 368(c))。

タイプB組織変更では、P議決権株式のみを使用することができ、交換差金は使用できない。

(5) タイプ C 組織変更: P議決権株式とTの実質的に全部の資産との交換²⁹

タイプ C 組織変更は、P の議決権株式の全部または一部とのみの交換による T の実質的に全部の資産との交換である (\S 368(a)(1)(C))。 P の議決権株式のみとの交換であるかどうかを判定するに際しては、P によるT 債務の引き 受けは無視される (\S 368(a)(1)(C))。

PがTの実質的に全部の資産を取得する場合、すなわち、Pが議決権株式に加えて金銭ないしその他の資産を交換し、P議決権株式でT資産の時価の80%

²⁹ タイプ C 組織変更は「事実上の合併 (De Facto Mergers)」である。Leandra Lederman & Michelle Kwon, Understanding Corporate Taxation (Fourth Edition) (Carolina Academic Press, 2020), at 267.

以上を取得するときは、当該取得はタイプ C 組織変更に該当する。この要件を満たすかどうかの決定に際しては、P が引き受けた債務の額は、対価として支払った金銭に含める(すなわち、交換差金になる。筆者注)(368(a)(2)(B))。 Tは組織変更の一環として清算する(\$368(a)(2)(G))。

(6) タイプ D 組織変更: 取得的タイプ D 組織変更³⁰

譲渡会社が譲受会社にその資産の全部又は一部を譲渡し、譲渡会社又はその株主が(ないしはその両者)、譲渡直後において譲受会社を支配する(§368(a)(1)(D))。この場合、譲受会社は、譲渡会社の資産の「実質的に全部」を取得し、かつ、譲渡会社は受け取った株式、証券、その他の資産を組織変更計画に基づいて分配しなければならない(§354(b)(1) なお,鉤括弧による強調は筆者による。)。

タイプD組織変更における支配要件は、タイプB組織変更やRSMとは異なり、議決権株式総数の50%以上ないしはすべての株式の価値総額の50%以上の所有をいう(\$368(a)(2)(H)(i))、\$304(c))。

タイプD組織変更では、資産の譲渡直後においてT又はT株主ないしはその両者が、Pを支配することによって株主持分の継続性が保証されている³¹。

上記(1)から(6)までの各タイプの組織変更の非課税要件を一覧表にして示すと次のようになる³²。

³⁰ タイプD組織変更には、取得的タイプD組織変更と分割的タイプD組織変更がある。取得的タイプD組織変更では、譲渡会社が全部の資産を譲渡して、取得した株式を分配した後に清算する。これに対して、分割的タイプD組織変更では、譲渡会社が資産の一部を譲渡して、取得した株式を分配した後に存続する。鈴木孝一「アメリカにおける会社分割の税務一非課税の分割的組織変更」経営総合科学82号51頁 53—54頁 (2004)

³¹ Block, Glogower and Blank, supra note 8. at 464.

³² この表は次の文献に記載された一覧表 (EXHIBIT 2) から必要な項目を抜粋して作成した。 W.Eugene Seago & Edward J.Shnee,Post-Reoraganization Transactions and the Step Transaction Doctrine,128 J Tax'n, 6, 8(2018) なお、EXHIBIT2を作成する元になった図表が次の文献に掲載されている。Julie Divola, Exit Strategies, Maryland Advanced Tax Institute, November 4, 2003, file:///C:/Users/owner/Documents/Divola, Exit%20Strategies%20(taxfree%20reorg.).pdf

図表1 § 368(a) の取得的組織変更の非課税要件一覧表

要件	タイプ A	FSM	RSM	タイプ B	タイプ C	タイプ D
1. 親会社 (P) 株式の交付		✓	1			
2. P議決権株式のみの交付				1	1	
3. 支配の取得(存続会社(T))の)			1			
4. 直後の支配(売却会社(T))の)				1		
5. 共通の支配 (Common Control) (取得会社 (P) の)						1
6. 実質的に全部の資産の取得		✓	1		1	\

各タイプの組織変更の対価要件を比較すると、その柔軟性には下記のような 相違がある³³。

タイプA組織変更と FSM において、許容される対価はもっとも広範である。これらの場合の制約は、慣習法による制約だけである。これと対極にあるのはタイプB組織変更である。そこでは議決権株式だけが認められる。その中間にタイプC組織変更と RSM がある。そこでは§368(a)(2)(B)により、20%まで交換差金を交付することができる。取得的タイプ D組織変更は、譲渡会社の株主が譲受会社を支配をしているか又は支配を取得(either have or acquire)しなければならないので、他のどのパターンにも当てはまらない。

(7) 取得後の資産と株式の分配・移転と段階取引原理の適用

取引が \S 368(a) の組織変更に該当するかどうかを決定するに際しては、その取引は、段階取引原理を含む関連法規の規定に基づいて評価されなければならない(\S 1.368-1(a))。この場合、次のセーフ・ハーバー規定(the safe harbor) \S 1.368(a) に該当する取引で取得した資産を、取引後に

³³ Howared E.Abrams & Don A.Leatherman, Federal Corporate Taxation (Eighth Edition) (Foundation Press, 2019), at 304-305.

³⁴ Burke, supra note 1.at 284.

株主に分配・移転したとしても、それにより段階取引原理が適用されて取引の 性格が変更されることはない。すなわち、段階取引原理の適用は阻止される。

「 \S 1.368-1(d) の要件³⁵を満たし、かつ、移転が本条の分配 (distributions) か又はそれ以外の移転 (transfers) に該当する限り、 \S 368(a) の要件を満たしていた取引が、その後の資産や株式の1以上の移転(ないしは連続する移転)により、その要件を満たさなくなるとか、性格が変更される (recharacterized) ことはない。」(\S 1.368-2(k)))

しかし、Tが、その分配により連邦所得税法上、清算する場合にはこの規定の適用はない(\S 1.368-2(k)(1)(i)(B)(1)) 36 。すなわち、段階取引原理の適用は阻止されない。

5 段階取引原理が適用されない事例

- (1) Rev.Rul.90-95³⁷
- 1) 事実

T資産を取得するための一つの計画に基づいて、Pはまず、子会社Sを設立 し、SがTに合併した。Sは合併に必要な取引以外は行っていない。その合併 でT株主はSから現金のみを受け取った。その直後に、TはPに清算し、Pは T資産を取得する。

2) 分析結果と判断

この取引は、第1段階はPによるTの QSP、第2段階はTの § 332の清算³⁸と

³⁵ 事業継続性要件は、PがTのそれまでの事業を引き継ぐか、または、T資産の大部分を使用することを要求する(\S 1.368-1(d))(1))。

³⁶ 例えば、第1段階の FSM に続き、第2段階で、S がその資産の80%をPに分配する場合は、 S は清算しないのでこの規定の適用がある。 しかし、S が T 資産も含め、その資産の全部を清算か合併により P に分配する場合は、この規定の適用はない。 Block, Glogower and Blank, *supra note* 8. at 413.

³⁷ Rev.Rul.90-95,1990-2 C.B. 67

³⁸ 子会社Tの完全清算による親会社Pへの資産の分配は、次のように取り扱われる。

して扱われる。

Sは、PがT株式を取得する目的で設立され、株式取得にかかる活動以外は行っていないので、その存在は無視される。そうすると、この取引はPによる T株式の取得になる。株式取得と清算を資産取得として扱うために段階取引原理を適用することはない。§338によれば、資産取得の扱いは§338の選択がなされるかどうかにあり、Tを清算して資産を取得するために株式を取得するかどうかではない。T株式のQSPは§338の選択をするかどうかにかかわらず、Tの清算とは別個の独立した重要性がある。それゆえ、この取引はPによるT株式のQSPとそれに続くTからPへの非課税の清算である。

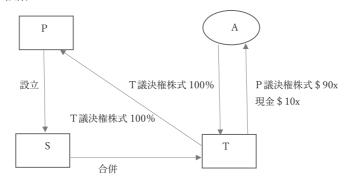
KD原理を適用して、PによるT資産の取得とすることはない。そのように扱うことは、KD原理を廃止して§338を制定した趣旨に一致しないからである。

(2) Rev.Rul.2008-25³⁹

1) 事実

図表2

< 第1段階 >



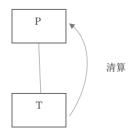
①Tは利得・損失を認識しない(§337)。

② P は利得・損失を認識しない(§332)。

③ P が分配を受けた資産に付すべき税務基礎価額は、Tがその資産に付していた税務基礎価額を引き継ぐ(§344(b))。

³⁹ Rev.Rul.2008-25, 2008-21 I. R.B. (May 27 2008), https://www.irs.gov/irb/2008-21 IRB#RR-2008-25

< 第2段階 >



<取引の当事者>

Tは個人Aが100%所有する法人である。

Tには\$150xの資産と\$50xの債務がある。

PはA及びTとは関係のない法人である。

Pの資産は債務控除後で\$410xである。

<第1段階>

Pは100%所有の子会社Sを設立する。Sは制定法による合併(「取得合併(the Acquisition Merger)」という。)でTに吸収合併される。

取得合併で、PはT株式を全部取得する。AはT株式を\$10xの現金と\$90xのP議決権株式と交換する。

<第2段階>

取得合併に引き続き、その合併を含む全体計画の一環として、TはPに完全 清算「清算(the Liquidation)という。」する。

清算で、TはPにすべてのT資産を移管し、PはすべてのT債務を引き受ける。

清算は、制定法による合併によるものではない。

清算後、PはTがそれまで行っていた事業を継続して行う。

2) 分析結果と判断

取得合併と清算が、お互いに別個のものとして扱われるなら、取得合併は § 368(a)(1)(A) の組織変更に該当する RSM(§ 368(a)(2)(E)) であり、清算 は§332に該当する。しかしながら、§1.368-1(a) に規定するように、取引が§368(a) の組織変更に該当するかどうかを決定するに際しては、その取引は、段階取引原理を含む関連法規の規定に基づいて評価されなければならない。この事例の場合には、Tは完全清算するので、段階取引原理を適用を阻止する§1.368-2(k)のセーフ・ハーバー規定の適用はない(したがって、段階取引原理の適用は阻止されない。筆者注)。それゆえ、取引が§368(a)(1)(A)の組織変更に該当するRSM に該当するかどうかを決定するためには、取得合併と清算をそれぞれ別個のものと考えることはできない。かくて、この取引は§368(a)(1)(A)の組織変更に該当する§RSM には該当しない。なぜなら、取引後に、Tは(Pへの清算により 筆者注)自己の資産とSの資産の実質的に全部を保有しないからである。

取引が組織変更であるかどうかを決定するに際して、Rev.Rul.67-274と Rev. Rul.2001-46が採用したアプローチ(後述する。)では、取得合併における Pによる T株式の取得を無視して、 $$10 \times 0$ 現金と $$90 \times 0$ P議決権株式及び T債務との交換で Pが T資産を直接取得したものとして扱われた。

しかしながら、Rev.Rul.67-274、72-405(S が T を吸収合併した後、P に清算する取引はタイプ C 組織変更になる。筆者注)及び2001-46で検討した取引と異なり、本事例の場合には、P による T 資産の直接取得はS 368(a) の組織変更に該当しない。その理由を、それぞれのタイプ毎の組織変更の非課税要件に当てはめて述べると次のようになる。

- ① Pによる T 資産の取得は § 368(a)(1)(C) に規定する組織変更に該当しない。なぜなら、支払われた対価は議決権株式だけではなく、また、§ 368(a)(2)(B) の要件 (20%まで交換差金の使用が認められる。筆者注)も満たされないからである。すなわち、§ 368(a)(2)(B) によれば、Pは T 資産の40%(引き受けた債務 \$ 50 x + 現金 \$ 10 x = \$ 60 x 、これは T 資産 \$ 150 x の40%に相当する。筆者注)を P 議決権株式以外の対価で取得したことになる。
 - ② Pによる T 資産の取得は、§ 368(a)(1)(D) に規定する組織変更に該当

しない。なぜなら、TもAも(ないしはその両者の組み合わせでも)譲渡直後において、Pを支配(\S 368(a)(2)(H)(i))に定義する。)していないからである。

③取引は§368(a)(1)(A)の組織変更に該当しない。なぜなら、TはPに州 法による合併をしなかったからである。

したがって、一体取引は§368(a) に規定する取得的組織変更のいずれにも 該当しない。

Rev.Rul.90-95と§1.338-3(d) 40 は Rev.Rul.67-274が採用した段階統合アプローチ (the step integration approach)をとらない。もしそのアプローチをとると、§338を選択しない工株式の購入とそれに続く工の清算ないしは合併を、工資産の購入として扱うことになり、資産に§1012による時価を付すことになる。Rev.Rul.90-95と§1.338-3(d)は工株式の取得をQSPとして扱い、税務基礎価額が引継価額となる別個の取引がこれに続くものとして扱う。これにより、各段階を一体となった資産の購入とする法令によらない取扱いを排除できる。

本事例で、Rev.Rul.67-274で採用されたアプローチを適用すると、T株式の取得をTの清算と統合して、T株式の取得を課税取引によるT資産の購入として扱うことになる。このような取扱いは§338の基本方針に反する。株式を購入して資産に時価を付すことができるのは§338を選択した場合のみである。したがって、Rev.Rul.90-95で示された分析との整合性を図り、T株式の取得はPによるOSPとなり、それに続く§332によるTからPへの清算となる⁴¹。

^{40 § 1.338-3(}d)は QSP 後に T が清算する場合、§ 338の選択をしたかどうかにかかわらず、株式取得に独立した重要性が付与されることを確認したものである。この規定は、Rev.Rul.90-95のアプローチを取り込んでいる。Burke, *supra note* 1.at 255.

⁴¹ 株主 A は、第1段階の RSM で受け取った \$ 10x についてのみ課税されるはずであったが、これにより、あたかも株式を現金で売却したのと同じように、全部の利得に課税される。また、P は § 338の選択をしなかったので、T はその資産について利得を認識せず、P は 資産の税務基礎価額を時価ではなく引継価格とする。Schwalt & Lathrope, supra note 10. at 432

6. 段階取引原理が適用される事例

(1) Rev.Rul.67-274⁴²

組織変更計画 (a plan of reorganization) に基づいて、PはP議決権株式のみとの交換で、T株主からT議決権株式の全部を取得する。次いで、同一の計画の一部としてTをPに完全清算する。その清算で、Tの資産はすべてPに譲渡し、その債務はすべてPに引き継ぐ。

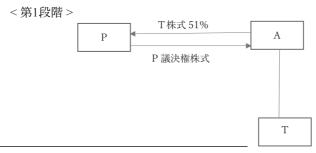
本事例におけるPによるT株式の取得とPによるTの清算は、組織変更の全体計画の一部であり、それぞれがお互いに独立しているとは考えられない。したがって、この取引の実質はT資産の取得であり、タイプB組織変更には該当しない。なぜなら、一体取引としてみた場合、第2段階のTからPへの清算により、第1段階の取引は取得直後にTを支配するというタイプB組織変更の要件を満たさないからである(理由は筆者が補足した。)。

したがって、この資産の取得は、タイプC組織変更である⁴³。

(2) Rev.Rul.2001-26⁴⁴

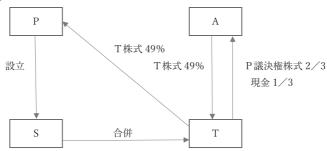
1) 事実

図表3



- 42 Rev.Rul.67-274,1967-2 C.B.141
- 43 段階取引原理の適用は、当初、非適格であったタイプB組織変更を適格なタイプC組織変更に転換するものである。Block, Glogower and Blank, *supra note* 8. at.388.
- 44 Rev.Rul. 2001-26, 2001-23 I.R.B. 1297(June 4,2001), https://www.irs.gov/pub/irs-irbs/irb01-23.pdf

< 第2段階 >



<第1段階>

PはT株式の全部を取得したい。

PはテンダーオファーでT株式の51%をP議決権株式との交換で取得する。 <第2段階>

Pは子会社Sを設立してSがTに合併する。

その合併で、残りの49%のT株式を所有する各T株主は、T株式との交換に、2/3をP議決権株式、1/3を現金で受け取る。

Pが所有するS株式はT株式と交換される。

2) 分析結果と判断

第1段階のテンダーオファーは第2段階の合併と統合すると、吸収合併の一部となる。その取引で、T株主はT株式との交換に、80%を超える(51%+32.67%(49%×2/3)=83.67%)P議決権株式を受け取る。

したがって、この取引は統合すると、§368(a)(2)(E)の RSM(P議決権株式でTの80%を支配するT株式を取得する。)になる⁴⁵。 そのため、P株式のみを受け取ったT株主は§354により利得・損失を認識しない。また、P株式と現金を受け取ったT株主は、§356により現金部分(交換差金)の受領につ

いて利得・損失を認識する。

なお、Pが第1段階のテンダーオファーで、80%のT株式を取得したとしても、その取引単独ではQSPに該当しない。なぜなら、第1段階のテンダーオファーは単独でタイプB組織変更(T株式の80%をP議決権株式で取得する。)の要件を満たすため、「購入」に該当しないからである(§338(h)(3)(A)参照)⁴⁶。この事例は、取引完結後にTが存続する点で、清算ないし合併でTが消滅する他のレベニュー・ルーリングの事例と異なる。仮に、この取引後にTがPにT資産を分配して完全清算すると、前述したRev,Rul.2008-25の事例と同じく、第2段階のRSMはこの清算と一体としてみた場合に、Tは「TとSの資産の実質的に全部を保有する。」という非課税要件を満たさなくなる⁴⁷。

(3) Rev.Rul.2001-46⁴⁸

1) 事実

Pは、Sの株式を100%所有している。統合計画 (an integrated plan) に基づいて、SがTに合併し、PはT株式の全部を取得する(取得合併 (the Acquisition Merger))。この合併で、T株主は、T株式との交換で70%をP議決権株式、30%を現金で受け取る。その直後に、TはPに制定法による合併をする(親会社への合併 (the Upstream Merger))。

2) 分析結果と判断

20%以上の現金が対価として支払われているため、第1段階は単独でみると § 368(a)(1)(A) に該当する RSM にならない。取得合併と親会社への合併がお 互いに別のものであるとした場合、取得合併は QSP になる。なぜなら、株式は § 354又は § 356が適用される交換で取得したものではないからである。ま

⁴⁶ Martin D.Ginsburg & Jack S.Levin, Integrated Acquisitive Reoragnizations, 91Tax Notes 1909, 1910 fn. 4. (June 11, 2001)

⁴⁷ 長戸貴之「株式を対価とする二段階買収における課税繰延措置一段階取引の法理の一側 面一」税研214号23頁、26-27頁(2020)参照

⁴⁸ Rev. Rul. 2001-46,2001—42 I.R.B.321 (October 15,2001), https://www.irs.gov/pub/irs-irbs/irb01-42.pdf

た、親会社への合併は§332の清算となる。しかし、段階取引原理を適用して、2つの取引を統合した1つの取引としてみると、TからPへ合併は単独の制定法による合併となってタイプA組織変更に該当する⁴⁹。そのため、本事例では§338の選択はできない。

このように、段階取引原理を適用して、単一取引による T から P へのタイプ A 組織変更として扱っても、§ 338の基本方針に反しない。なぜなら P における T 資産の税務基礎価額は § 1012の時価ではなく、§ 362の引継価額 (a carryover basis) となるからである。

おわりに

各レベニュー・ルーリングにおける段階取引原理の適用に関する IRS の判断を一覧表にして示すと、図表4のようになる。

図表4 多段階取得への段階取引原理の適用に関する IRSの判断

1 117 11 1	多段階取 得の事例	各段階の	IRS の判断	
		第1段階	第2段階	(取引の性格)
適用なし	Rev.Rul. 90-95	SからTへの吸収合併。 T株式との交換に現金のみ交付する。	TからPへの清算	第1段階は QSP、 第2段 階 は § 332の 清算となる。
	Rev.Rul. 2008-25	SからTへの吸収合併。 T株式100%との交換にP議 決権株式90%と現金10%を交付する。	TからPへの清算	第1段階は QSP、 第2段 階 は § 332の 清算となる。
適用あり	Rev.Rul. 67-274	P議決権株式によるT議決権 株式の全部の取得。	TからPへの清算	一体取引は、タイプ C組織変更となる。
	Rev.Rul. 2001-26	テンダーオファーで、P議決 権株式により51%のT株式を 取得	残り49%のT株式をSからT への合併で取得(P議決権株 式2/3、現金1/3を交付)	一体取引は、タイプ A 組織変更に該当す る RSM となる。
	Rev.Rul. 2001—46	SからTへの吸収合併。 T株式との交換にP議決権株 式70%と現金30%を交付する。	TからPへの吸収合併	一体取引は、タイプ A組織変更となる。

⁴⁹ これは、段階取引原理を適用して、当初の適格でない RSM を、適格な二者間のタイプ A 組織変更に転換するものである。Block, Glogower and Blank, *supra note* 8. at 388. fn.56.

まず、第1段階の取引と第2段階の取引を一体としてみた場合に、その一体取引が課税取引となる場合は、段階取引原理は適用されない。

- ① Rev.Rul.90-95は、第1段階の取引が現金を対価とする RSM による T株式の取得であり、QSPである。第2段階は、Tから Pへの § 332の非課税の清算である。さらに第1段階の QSP は、§ 338の選択をしていないので、株式取得を資産取得とみなして、Tの資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることはできない。 § 332の清算の場合にはT資産の税務基礎価額がそのまま引き継がれてPが所有する資産の税務基礎価額となる。第1段階の取引が QSP になるときは、§ 338の選択をしたかどうかにかかわらず、段階取引原理の適用はなく、第2段階の取引とは別個の取引として扱われる。
- ② Rev.Rul2008-25は、第1段階はP議決権株式と現金を対価とする RSM であり、第2段階はPからTへの清算である。第1段階は単独でみると、現金の交付が対価の20%未満であり、§ 368(a)(1)(A)に該当する RSM の要件を満たしているように思われる。しかし、第2段階との一体取引の一部としてみた場合には、第2段階の清算により、Tは「T資産とS資産の実質的に全部を保有する。」という要件を満たさない。したがって、第1段階はT議決権株式80%以上を「購入」により取得したことになり、QSPとなる。ただし、この場合も§338の選択をしていないのでT資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることはできない。Rev.Rul.90-95の事例と同じく、Pが所有するT資産の税務基礎価額はTがその資産に付していた税務基礎価額を引き継ぐ。また、第2段階が清算であり、州法による合併ではないので一体としてみた取引はタイプA組織変更にならない。また、PがTから引き継いだ債務を含めた交換差金の割合は、Pが支払った対価の20%を超えるのでタイプC組織変更にも該当しない。したがって、第1段階と第2段階の取引はそれぞれ別個の取引となり、段階取引原理は適用されず、この取引は QSP とそれに続く§332の清算となる。

このように、第1段階の株式取得が QSP に該当すると、その取引に独立した 重要性が付与される。そのため、段階取引原理を適用して第2段階の取引と一 体として課税することはできない。

ただし、一体取引が§368(a)の組織変更に該当するかどうかにかかわらず、第1段階がQSPの要件を満たし、かつ、T株主が所定の法人である場合には、§338(h)(10)の選択をすると、その選択が尊重されて、段階取引原理が適用されない。そのため、多段階取得の第1段階の株式取得と第2段階の資産取得はそれぞれ別個の取引として扱われる。しかし、この例外的な取扱いの適用は、PとTによる共同の選択である§338(h)(10)の選択に限られ、Pのみの単独による§338(g)の選択の場合には適用がないことに留意する必要がある。

次に、第1段階の株式取得と第2段階の清算ないし合併を一体となった1つ取引としてみた場合に、それが§368(a)の組織変更の要件を満たすときは、段階取引原理の適用がある。一体取引としてみた場合の第1段階の取引が、それ単独では§368(a)の非課税要件を満たさないが、第2段階との一体取引とみるとその要件を満たす場合である。

- ① Rev.Rul.67-274では、第1段階の株式取得が、「取得直後にTを支配する」というタイプ B 組織変更の要件を満たさない。しかし、第2段階の清算との一体取引としてみると、「P 議決権株式との交換によるTの実質的に全部の資産の取得」というタイプ C 組織変更の要件を満たす。したがって、この一体取引は段階取引原理が適用されて、タイプ C 組織変更になる。
- ② Rev.Rul.2001-26は、第1段階はP議決権株式のみとの交換によるT株式の51%の取得であり、第2段階は残り49%のT株式をP議決権株式と現金の組み合わせによってRSMで取得する取引である。一体取引における第1段階は、80%未満のT株式の取得であり、「Tの支配」という要件を満たさず、タイプB組織変更に該当しない。しかし、第2段階のRSMと一体にした取引は、「P議決権株式との交換によるTの支配」というRSMの非課税要件を満たす。したがってこの一体取引は、段階取引原理が適用されて、§368(a)(2)(E)のRSMになる。
 - ③ Rev.Rul.2001-46は P議決権株式と現金の組み合わせによる T株式の取得

であるが、この取引単独では、「議決権株式のみとの交換によるT株式の取得」というタイプB組織変更の要件を満たさない。しかし、第2段階の合併の一部と考えると、タイプA組織変更の「州法による合併」の要件を満たす。なぜなら、タイプA組織変更における持分継続性の要件は株式の交付が40%以上であればよく、一体取引はこの要件を満たすからである。

以上、いずれの取引も、第1段階の取引は、単独では§368(a)の非課税要件を満たさないが、第2段階の取引と合わせて一体取引とみることで非課税組織変更になるものである。段階取引原理の適用により、第1段階の取引の性格は、単独取引としては課税取引であったものが、§368(a)の非課税組織変更の一部分の取引へと転換される。

§ 368(a) の組織変更のうち、PがT資産を直接取得するタイプの組織変更は、タイプA組織変更とタイプC組織変更である。両者の非課税要件を比較するとタイプA組織変更がタイプC組織変更より緩やかである。すなわち、タイプA組織変更は、「州法に基づく合併」であるほかは、株主持分の継続性要件を満たすかぎり、対価はP株式であればよく、「P議決権株式のみとの交付」や「Tの実質的に全部の資産の取得」というタイプC組織変更で必要となる要件がない。そのため、多段階取得の第1段階の株式取得に続く第2段階の資産取得を州法による合併とすることで、一体取引はタイプA組織変更になる可能性が高くなる。

段階取引原理が適用されるかどうかの判断においては、多段階取得を構成する各取引が一体取引として§368(a)の非課税要件を満たすかどうかの検討が重要である。